

舞鶴市議会災害対策・支援本部設置要綱

(平成28年10月4日 議会運営委員会決定)

(設置)

第1条 舞鶴市内で大規模災害が発生したとき、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員（以下「議員」という。）が、議会として必要な活動を行うとともに、舞鶴市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携して、市の災害対策を側面から支援するため、舞鶴市議会災害対策・支援本部（以下「議会本部」という。）を設置するものとする。

(議会本部の構成)

第2条 議会本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、議会本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は、各会派の代表者をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、議会本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、議員（議長、副議長及び各会派の代表者にある議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、議会本部の事務に従事する。

(所掌事務)

第3条 議会本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員からの災害情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 必要に応じて、被災地、避難所等の調査を行うこと。
- (4) 議会として必要な活動を行うため、議員の安否を確認すること。
- (5) 会議場所確保の調整に関すること。
- (6) 必要に応じて、国、府、関係機関等に対する要望活動の準備を行うこと。
- (7) その他議会本部が必要と認めること。

(議会本部の開設及び閉鎖)

第4条 議会本部は、市対策本部が開設された場合において、議長が必要があると認めるとき開設する。

- 2 議会本部は、議会が通常の機能を回復し、かつ、本部長が支障がないと判断したとき議会本部を閉鎖する。

(議会本部への参集)

第5条 議会本部を開設したときは、本部長及び副本部長は、舞鶴市議会議事堂又は本部長が定めた場所に参加するものとする。

- 2 本部長は、必要に応じて本部役員及び本部員の参集を求めることができる。

(庶務)

第6条 議会本部の庶務は、舞鶴市議会事務局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月4日から施行する。